

マージン率等に係る情報提供

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、下記の情報を提供します。(対象期間：平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月)

記

- 1 派遣労働者の数 3人
- 2 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数 2社
- 3 労働者派遣に関する料金の平均額 53,856円
(1日当たり8時間労働としての料金額)
- 4 派遣労働者の賃金の平均額 46,196円
(1日当たり8時間労働としての料金額)
- 5 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を
当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合 14.2%
- 6 教育訓練に関する事項
 - ・新人研修（新入社員対象）
 - ・内部統制研修（全社員対象）
 - ・階層別研修（中堅担当者対象、新任主査対象、新任主幹対象等）

以上